

(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書に
関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約(以下「条約」という。)並びに本日署名された条約を改正する議定書(以下「改正議定書」という。)及び条約の議定書に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

1 条約第三条1(k)の規定に関し、

「年金基金又は年金計画」には、次の(a)及び(b)に規定するもの並びに改正議定書及び条約の議定書の署名の日の後に成立した法律に基づいて設立される同一の又は実質的に類似するものを含むことが了解される。

(a) 日本国の次に掲げる法令の規定に従って実施される年金制度又は退職手当に関する共済制度として設立される年金基金又は年金計画

- (i) 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）
- (ii) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）
- (iii) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- (iv) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）
- (v) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- (vi) 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）
- (vii) 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
- (viii) 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）
- (ix) 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）
- (x) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
- (xi) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）

- (xii) 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）
- (xiii) 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
- (b) スイスにおいては、次に掲げる法令に基づく年金基金又は年金計画
 - (i) 千九百四十六年十二月二十日の老齢保険及び遺族保険に関する連邦法
 - (ii) 千九百五十九年六月十九日の障害保険に関する連邦法
 - (iii) 二千六年十月六日の老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する補助年金に関する連邦法
 - (iv) 千九百八十二年六月二十五日の雇用又は自営について支払われる老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する連邦法（職業年金計画を提供する非登録の年金計画を含む。）
 - (v) 千九百八十二年六月二十五日の雇用又は自営について支払われる老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する連邦法第八十二条の規定に従って、職業年金計画と同等の年金計画と認められる個人の年金計画

さらに、「年金基金又は年金計画」には、投資基金又は投資信託であってその持分の全部が年金基金又は年金計画に所有されるものを含むことが了解される。

2 条約第十一条3(b)の規定に関し、

同条3(b)の規定は、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の中央銀行による間接融資に係る債権に関し、当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の中央銀行が全面的に所有する機関が受益者であるものについて適用されることが了解される。

3 条約第二十二条のA5(b)(i)の規定に関し、

一方の締約国の居住者が、多国籍企業集団の一部を構成する企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行い、又は当該企業集団の資金供給を行う場合には、当該居住者は、当該企業集団に関し、同条5(b)(i)に規定する要件を満たすものとされることが了解される。

4 この交換公文は、千九百七十一年一月十九日付けの交換公文に代わるものとする。

本使は、前記の了解がスイス連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日署名された改正議定書及び条約の議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年五月二十一日にベルンで

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使 小松一郎

スイス連邦

財務大臣 ハンス＝ルドルフ・メルツ閣下

(スイス側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、スイス連邦政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された改正議定書及び条約の議定書の効力発生時に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年五月二十一日にベルンで

スイス連邦

財務大臣
ハンス＝ルドルフ・メルツ

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使
小松一郎閣下